

連結事業年度における外国税額の控除に関する
明細書

連 結
事 業
年 度 等

【No.3】当連結事業年度に適用される別
表を使用していますか。

別表六の二(二)

令三・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

		円		円	
当 期 の 連 結 控 除 限 度 所 得 の 金 額 の 計 算	当期の連結控除限度額の計算	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	当期の連結控除限度額の計算	16 当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表一「26」の合計)+(各連結法人の別表六の二(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)	11
	年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34の①」)	4		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43の①」の合計)	9
				(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10
				(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12
				(7)×90%	13
				額調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15
				8 国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表一「25」の合計)	8
				9 その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43の①」の合計)	9

【No.22】8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。
【No.22】9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。

【No.23】11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)と一致していますか。

【No.24】12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

		円			
の 計 算	計 (17)×10.3%-(1(別表六の二(二)付表一「26」の③)+(別表十七(三の六)「5」)-(17)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	18		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20
				余限度額	19

【No.6】20欄の金額は、別表一の二の40欄の金額と一致していますか。
【No.25】16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。
【No.25】20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。